

【憲法】

問題 次の文を読み、解答しなさい。

A県県庁は、A市の中心部に所在する。そこから歩いて10分程度のところにA県護国神社（以下、護国神社）があり、広大な敷地を占めていた。また、A県知事BはA県遺族会の会長であった。

20**年8月15日、護国神社では宗教上の重要な祭祀である慰霊大祭がとり行われていたが、その際にBは徒歩で同神社に赴き、A県知事Bと記帳したうえ本殿に昇殿して、戦没者の霊を祀った祭壇に黙祷した後、深く一礼した。また供花料として同神社に県の公金から三万円支出した（公金支出①）。

なお、A県議会においては、供花料の支出等の合憲性につき質問がなされたが、Bは、「戦争で亡くなった方々の慰霊をすることは当然である。私が知事であるかぎり、県民の総意として、護国神社への供花料の提供などは続けたい。なお、護国神社に赴いた際には公用車を使用することを避けているし、黙祷の際にも、深く一礼したのみで、二拝二拍手一拝という神社神道固有の方式は避けている。供花料を出したのであって、玉串料ではない。」などと発言していた。

またA県は、県立公園の北側角地に、第二次世界大戦時の県民の苦しい生活を偲ぶ資料を数々展示する「県民生活記念館」を建設したが、この建設に際しては、神職者の主宰のもとで、県副知事など県職員が出席して地鎮祭が挙行され、その経費も県の公金から支出された（公金支出②）。

さて、こういった公金支出に対し訴訟が提起された。あなたが仮に裁判官であるとして、憲法の見地からどのように判断するか、公金支出①および②について、それぞれ論じなさい。